

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、熊本県の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成28年4月15日から同年7月14日までのものは、平成28年7月15日をもって満了するものとする。

※一部地域

熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡御船町
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町
上益城郡山都町、菊池市、合志市、菊池郡大津町
菊池郡菊陽町、阿蘇市、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡西原村
八代市、八代郡氷川町

平成28年6月10日

九州運輸局
熊本運輸支局長